

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社ケースシステム（以下「甲」という。）と過半数の代表者（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

- 第1条 本協定は、派遣先でソフトウェア開発技術者の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

- 第2条 対象従業員の賃金は、基本給、役職手当、家族手当、特別手当、賞与、みなし残業手当、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

- 第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。
- (一) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和2年10月20日職発1020第3号「令和3年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額」（厚生労働省）の「ソフトウェア開発技術者」とする。
- (二) 地域調整については、就業地が東京都内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「東京都」を用いるものとする。
- (三) 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。

- 第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」との対応関係は次のとおりとすること
- Aランク：10年
- Bランク：3年

Cランク：0年

2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。別表3

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、賃金規程第20条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、交通機関等を利用しなければ通勤することが困難である従業員以外の従業員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによる。）が片道2km未満であるものを除く。

第7条 対象従業員の退職手当は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結するものとする。

2 前項の掛金月額、別表2の一般基本給・賞与等の総額の2%の額以上となるようにし、支給方法などを含む詳細は退職金規則の定めによるものとする。

3 別表2の一般基本給・賞与等の額の6%の額と掛金の額（2%）との差額については、通達第3の4に基づく合算による比較方法により対応するものとする。

（賃金の決定に当たっての評価）

第8条 賞与の決定は、1年ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は賃金規程第22条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、別表2の備考1のとおり、賞与額を決定する。

第9条 基本給の決定は、1年ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は賃金規程第21条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、第4条第2項の昇給の範囲を決定する。

（賃金以外の待遇）

第10条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、就業規則に準用する。

（教育訓練）

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「派遣社員教育訓練実施計画書」に従って、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とする。

令和 3年 3月31日

甲 代表取締役 河合 勇二



乙 過半数代表者 野村 直人

